

岐阜県糖尿病協会会則

この会則は、岐阜県糖尿病協会の運営と目的達成に必要な事項を定めるものとする。

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 (1) 本会は、「岐阜県糖尿病協会」と称する。
(2) 副称として「日本糖尿病協会岐阜県支部」を用いる。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所は岐阜県岐阜市柳戸1番1 岐阜大学病院糖尿病代謝内科内に置く。

(目 的)

- 第3条 本会は、公益社団法人日本糖尿病協会と連携して、糖尿病の治療及び予防に関する正しい知識の普及を図り、会員及び地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 糖尿病に関する講演会、その他所要の教育啓発・学習・研修活動
(2) 会報の発行及び糖尿病に関する必要書類の配布
(3) 公益社団法人日本糖尿病協会との連携
(4) 前に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第5条 (1) 本会の会員は次の2種とする。
1、正会員 : 本会の趣旨に賛同する個人
2、賛助会員 : 本会の目的および事業を援助する個人または団体
(2) 正会員は公益社団法人日本糖尿病協会に同時に入会することとする。

(入 会)

- 第6条 (1) 会員として入会しようとする者は、分会を通じて本会に申し込むものとする。
(2) 入会の場合には本会より公益社団法人日本糖尿病協会に連絡するものとする。

(会 費)

- 第7条 (1) 正会員は別に定める会費を納入する。なお、会費は原則として1年分を一括納入するものとする。
(2) 賛助会員は別に定める会費を納入する。

(退 会)

- 第8条 会員は、退会届を分会を通じて提出することにより退会することができる。

(抛出金品の不返還)

- 第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 組 織

(分 会)

第10条 医療機関等に分会を置く。

(総 会)

- 第11条
- (1) 総会は通常総会と臨時総会とする。
 - (2) 総会は第5条第1号の正会員をもって構成する。
 - (3) 総会は次の事項を議決する。
 - 1、会則の制定および改廃
 - 2、事業計画、予算、決算、事業報告
 - 3、役員の選任および解任
 - 4、会の運営に関する重要事項
 - (4) 総会の招集は会長が行い、議長は会議のつど出席正会員の互選で定める。
 - (5) 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。
 - (6) 総会の審議は議事録により記録される。

(代表者会)

- 第12条
- (1) 代表者会は、通常代表者会と臨時代表者会の2種とする。
 - (2) 通常代表者会は毎年1回開催する。
 - (3) 代表者会は、理事と各分会の代表をもって構成する。
 - (4) 代表者会の審議は議事録により記録される。

(役 員)

- 第13条
- (1) 本会に次の役員を置く。
 - 1. 理事 5名以上10名以内
 - 2. 監事 2名
 - (2) 理事は互選により次の役職を定める。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 若干名
 - (3) 役員は総会において選出する。
 - (4) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員会)

- 第14条
- (1) 役員会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。
 - (2) 通常理事会は毎年1回開催する。
 - (3) 理事会の審議は議事録により記録される。

(職務権限)

- 第15条
- (1) 会長は本会を総理し、公益社団法人日本糖尿病協会の岐阜県代表をつとめるものとする。
 - (2) 副会長は会長を補佐して本会の会務を処理し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
 - (3) 理事は理事会を構成し協同して会務を執行する。
 - (4) 監事は会の事業並びに会計を監査し理事会に報告する。

(任 期)

- 第16条
- (1) 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- (2) 役員に欠員を生じたときは、補欠者の選出、または選任を行う。この場合補欠者の任期は前任者の残存期間とする。
- (3) 役員は辞任または任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第4章 財務及び会計

(経費)

第18条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入により支弁する。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 賞罰及び禁止

(賞罰)

- 第20条
- (1) 会員の内、糖尿病の学習に努め、別に定める糖尿病の自己管理の数値が良好に維持継続され、かつ、分会の活動に協力している者に対して表彰することができる。
 - (2) 会員の内、本会・分会等の活動に著しい貢献のある個人及び団体ならびに関係機関の功労を表彰することができる。
 - (3) 会員の内、本会の目的(第3条)、事業(第4条)、職務権限(第15条)及び禁止(第21条)の諸条項に抵触または違反する行為のあった時は、それに相当する処分を行うことができる。

(禁止)

第21条 会員は公益法人に所属する一員として、本会の活動においては、政治・宗教に関する普及・勧誘および、個人的営利を目的とする販売行為、その他類似の活動を行うことはできない。

第6章 細則

第22条 本会則に定めない事項並びに本会則の執行に関する細則は総会で決定する。

附則 本会則は、平成25年4月1日から施行する。

岐阜県糖尿病協会 会則施行細則

第 1 章 会 費

第 1 条 会費については、毎年 of 代表者会にて協議し総会で決定する。

附則 本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。